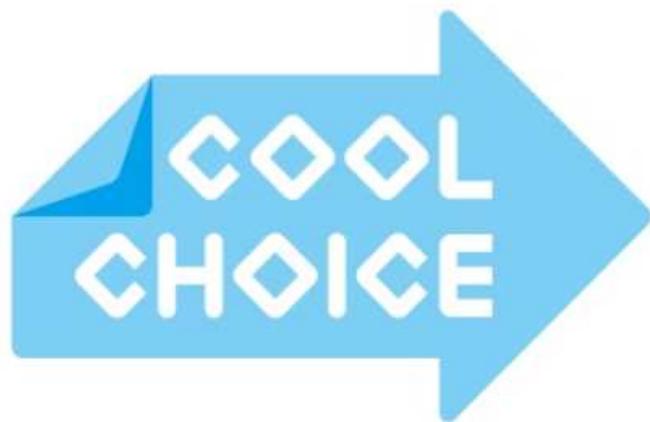


平成28年度グリーン購入法基本方針説明会資料

環境物品等の調達の推進に関する 基本方針の変更について



未来の
ために、
いま選ぼう。

環境省総合環境政策局環境経済課

本日の説明の内容

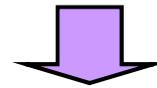
1. **グリーン購入法の概要**
2. **特定調達品目に係る判断の基準等の変更について**

1. グリーン購入法の概要

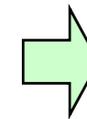
グリーン購入法の概要①（法の目的）

目的（法第1条）

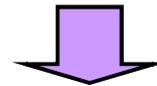
環境負荷の低減に資する物品・役務
（環境物品等）について、



- 国等の公的部門における調達の推進
- 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等
への需要の
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が
可能な社会の構築

グリーン購入法の概要②（責務、基本方針、調達方針等）

国及び独立行政法人等

責務（法第3条）

- 国等の機関による環境物品等の選択
 - ▶ 環境物品等への需要の転換の促進
- グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - ▶ 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定（法第6条）
グリーン購入の推進に関する基本的事項等

- ◇ 重点的に調達を推進すべき環境物品の種類（**特定調達品目**）
- ◇ 判断の基準及び基準を満たす物品等（**特定調達物品等**）の調達の推進に関する事項 等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表（法第7条）
- 調達方針に基づき調達を推進
- 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知（法第8条）

（取組が不十分な場合）
環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
（法第9条）

グリーン購入法の概要③（地方公共団体等の責務等）

地方公共団体等

責務（法第4条） ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）

- 調達方針の作成
 - ➡ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- 調達方針に基づき調達を推進

事業者・国民

責務（法第5条） ● 可能な限り環境物品等の選択に努める

グリーン購入法の概要④（調達時の配慮、情報提供等）

調達に当たっての配慮（法第11条）

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やすことのないよう配慮

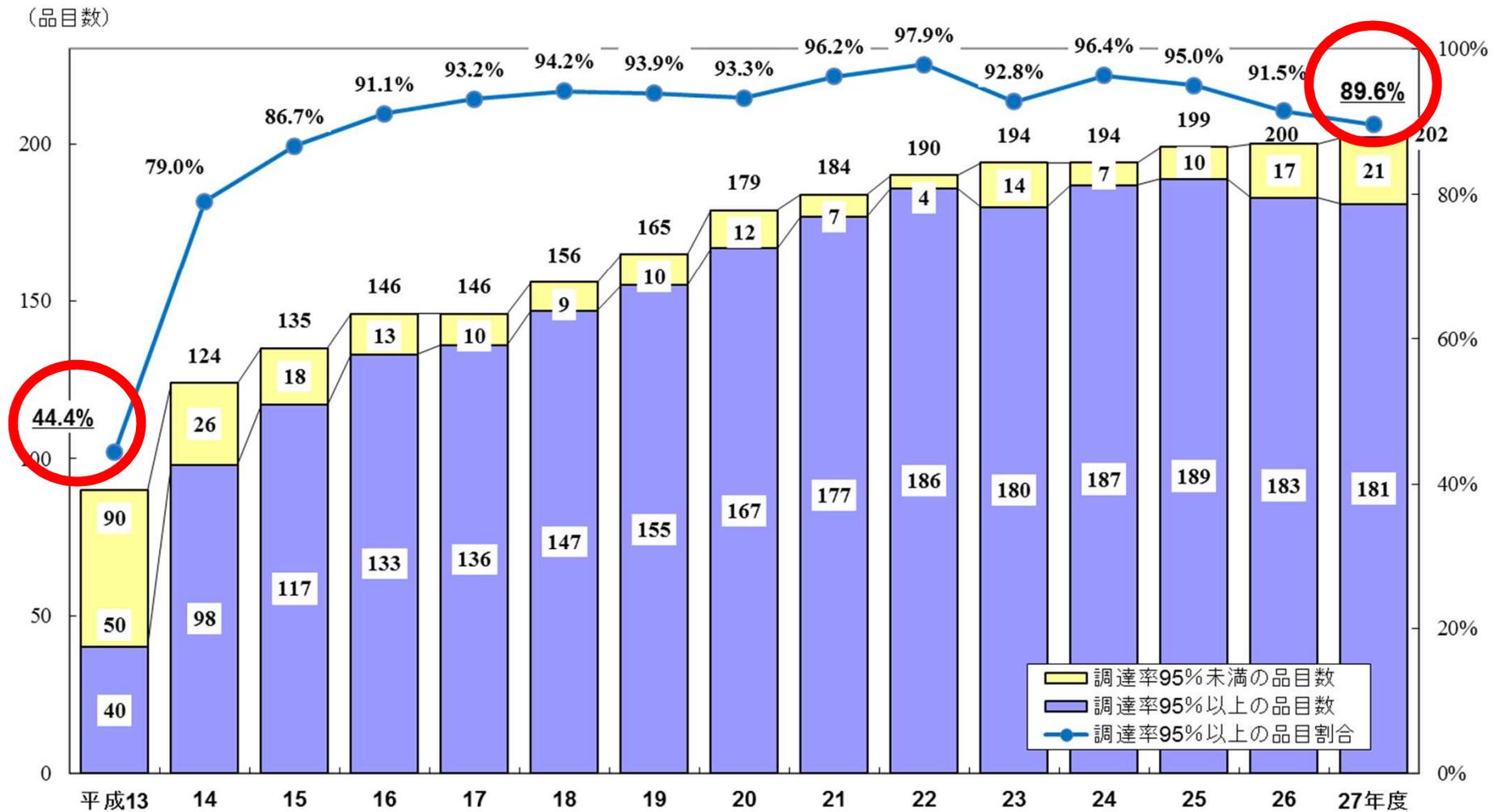
情報の提供（法第12条、13条）

- 事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- 環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

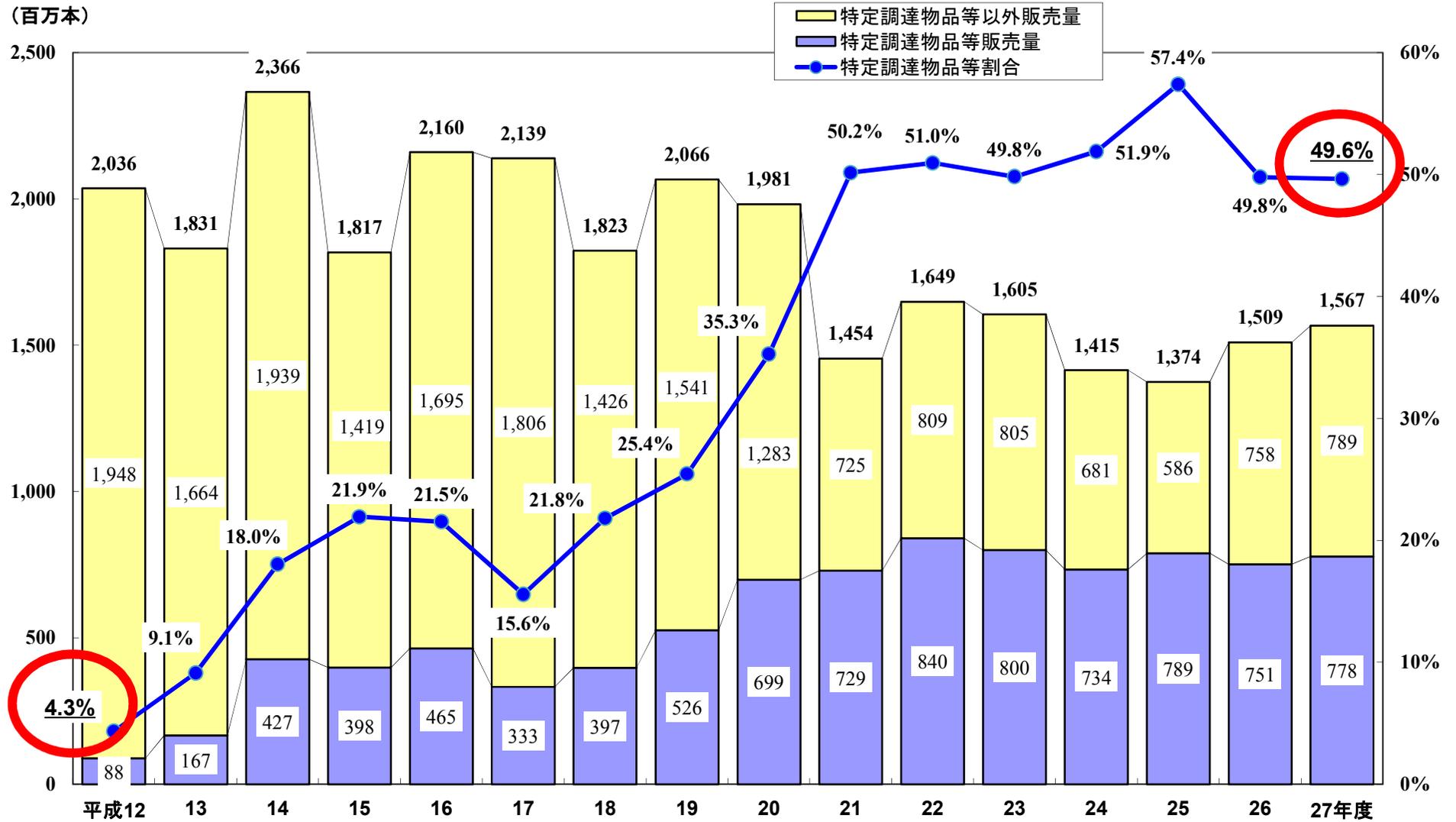
情報の整理等（法第14条、附則2項）

- 国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- 政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

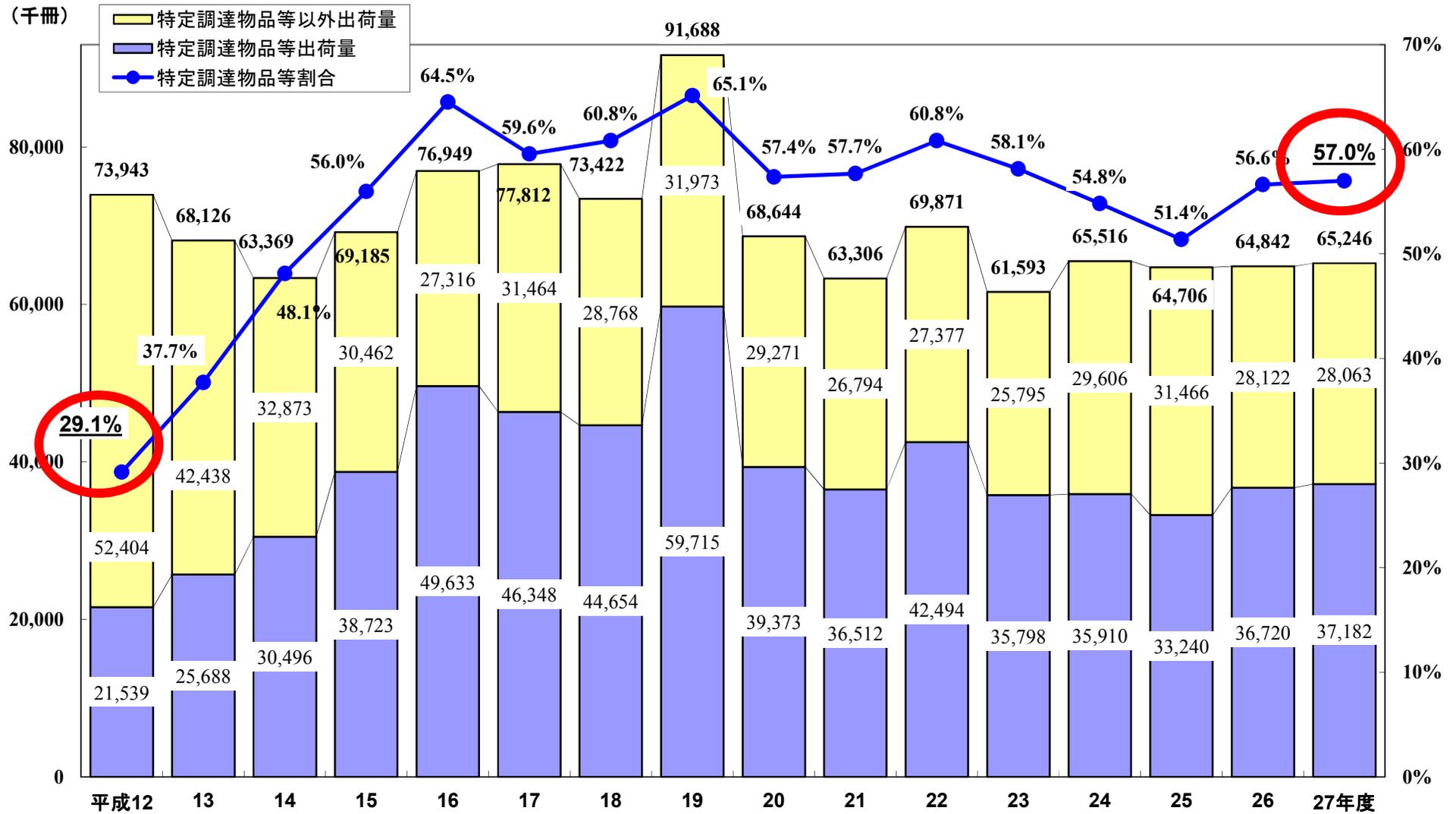
国等の調達実績の推移



特定調達物品の国内販売量及び割合 (シャープペンシル替芯)



特定調達物品の国内出荷量及び割合 (フラ製ファイル)



判断の基準と配慮事項

判断の基準

- グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準
 - ➡ ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
 - ➡ 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
 - ➡ 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

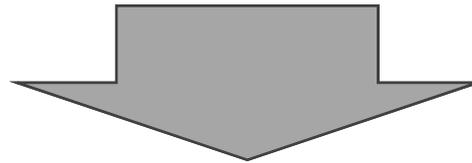
配慮事項

- 特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって、更に配慮することが望ましい事項
 - ➡ 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

2. 特定調達品目に係る判断の 基準等の変更について

特定調達品目に係る判断の基準等の見直し

4品目を特定調達品目に追加
49品目の判断の基準等の見直し



21分野274品目

○地球温暖化対策計画及び政府実行計画の策定に伴う修正

- また、地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つである。このため、地球温暖化対策の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定）に基づき、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある。
- ➡ **地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」の策定（平成28年5月13日閣議決定）に伴い記述を変更**

ポストコンシューマ材料からなる再生プラの基準を設定

【判断の基準】

- 金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は①を、木質の場合は②を、紙の場合は③の要件を満たすこと（後略）
 - ① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の20%以上
 - ➡ 従前の再生プラスチック配合率に加え、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックに係る判断の基準を新たに設定

プラスチック重量比、ポストコンシューマ材料

【判断の基準】

- 主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上
 - ➡ 再生プラスチックの配合率を製品全体重量比からプラスチック重量比に変更
 - ➡ ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックに係る判断の基準を変更 (60%以上⇒35%以上)

スタンプ台、朱肉、連射式クリップ（本体）、事務用修正具（テープ）、ブックスタンド、OAクリーナー（ウェットタイプ）、メディアケース、絵筆、つづりひも、ごみ箱、リサイクルボックスの11品目

古紙パルプ配合率を主要材料重量比に変更

【判断の基準】

- 主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上
 - ➡ 製品全体重量に占める古紙パルプ重量から主要材料（紙）の古紙パルプ配合率に変更（「つづりひも」は判断の基準①）

ボールペン【p.16】

経過措置の終了

【判断の基準】

- 文具類共通の判断の基準を満たし、芯の交換が可能
 - ➡ 備考において設定していた経過措置を終了

のり（固形）【p.20】

補充用を含む旨品目名称に追加

<品目名称>

- 「のり（固形）」を「のり（固形）（補充用を含む。）」に変更
 - ➡ 「補充用」を含む旨明確化

アルバム【p.21】

台紙を含む旨品目名称に追加

<品目名称>

- 「アルバム」を「アルバム（台紙を含む。）」に変更
 - ➡ 「台紙」を含む旨明確化

チョーク、グラウンド用白線【p.24】

製品全体重量比を削除

【判断の基準】

- 再生材料が10%以上（チョーク）
- 再生材料が70%以上（グラウンド用白線）
 - ➡ 単一素材、他の品目との整合から「製品全体重量比」を削除

梱包用バンド【p.24】

プラスチック重量比に変更（プラスチックの場合）

【判断の基準】

- ① 主要材料がプラスチックの場合、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上
 - ➡ 再生プラスチックの配合率を製品全体重量比からプラスチック重量比に変更

インク容器単体の場合の取扱

- 調達時にインク容器単体で構成される消耗品を有するプリンタ等は、インクの化学安全性が確認されている場合は、特定調達物品等と同等に扱う（備考6）
 - ➡ インクカートリッジに係る判断の基準⑤を満たす場合は特定調達物品等と同等に扱う

インクカートリッジ【p.50】

インク容器単体の場合の取扱

- インク容器単体で構成される製品は、インクカートリッジに含まれない（備考3）
 - ➡ インク容器単体については、次スライドを参照

【参考】インク容器単体



資料：一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）

省エネルギー基準の強化等

【判断の基準】

- ① コンピュータモニタの場合は年間消費電力量が最大年間消費電力量以下
- ② サイネージディスプレイの場合は次の要件を満たすこと
 - ア. オンモード消費電力が最大オンモード消費電力以下
 - イ. スリープモード消費電力がスリープモード消費電力基準値以下
- ③ オフモード消費電力が0.5W以下
 - ➡ ①～③は国際エネルギースタープログラムのディスプレイのVer7.0の基準（2016（平成28）年10月1日発効）
- ④ 動作再開時に自動的に使用可能状態となること
- ⑤ 特定の化学物質の含有率基準の制限及び含有情報の開示
 - ➡ ④及び⑤は従前の判断の基準

ディスプレイの対象

(備考・その他)

- コンピュータモニタは卓上使用を基本とし、1人で見ることを想定したもの（備考1）
- サイネージディスプレイは卓上使用を基本とせず、複数の人が見ることを想定し、以下の要件のうち、2つ以上を満たすもの（備考1）
 - ① 対角線画面サイズが30インチ超
 - ② 最大公表輝度が400cd/m²超
 - ③ 画素密度が5,000pixels/in²以下
 - ④ 搭載スタンドなしで出荷

再生プラスチック配合率の強化

【判断の基準】

- 次のいずれかの要件を満たすこと
 - ① 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上
 - ➡ ケース全体重量からプラスチック重量に変更
 - ② スリムタイプ（5mm程度以下）又は集合タイプ（スピンドルタイプなど）
 - ③ 植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの
 - ④ 古紙パルプ配合率70%以上（バージンパルプの原料は合法性が確認されたもの）
 - ➡ ②～④は従前の判断の基準

特定の化学物質の使用制限

【配慮事項】

① 特定の化学物質の含有率基準の制限

(備考・その他)

- 特定の化学物質は鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE（備考2）で、含有率基準値はJIS C 0950:2008に定める基準値（備考3）

消耗品の保有期間

【判断の基準】

⑤ バッテリー等の消耗品を製品製造終了後6年以上保有

(備考・その他)

- 判断の基準⑤の製品製造終了後6年以上の保有は、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間はスマートフォンの場合は製品製造終了後3年以上で可とする経過措置。当該期間は市場動向を踏まえ検討（備考7）

エネルギー消費効率に係る基準の強化

【判断の基準】

- ① 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫は、エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（省エネルギー基準達成率86%以上）
- ② 電気冷凍庫は、エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（省エネルギー基準達成率90%以上）
 - ➡ ①及び②は省エネ法の多段階評価基準（平成28年3月改正）
- ③ 冷媒及び断熱材発泡剤へのフロン類の不使用
- ④ 特定の化学物質の含有率基準の制限及び含有情報の開示
 - ➡ ③及び④は従前の判断の基準

電気冷蔵庫等②

電気冷蔵庫・冷凍冷蔵庫に係る多段階評価基準

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★★	100%以上
★★★★★	86%以上 100%未満
★★★☆☆	72%以上 86%未満
★★☆☆*	57%以上 72%未満
★☆☆**	57%未満

基準を満足

電気冷凍庫に係る多段階評価基準

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★★	100%以上
★★★★★	90%以上 100%未満
★★★☆☆	80%以上 90%未満
★★☆☆*	69%以上 80%未満
★☆☆**	69%未満

基準を満足

エネルギー消費効率に係る経過措置の一部延長

【判断の基準】

- ① エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（省エネルギー基準達成率198%以上）

（備考・その他）

- 判断の基準①について 受信機型サイズが39V型以下のものは 平成29年度1年間は経過措置とし、この期間は多段階評価基準の 3つ星（エネルギー基準達成率149%以上）でも可（備考7）※

➡ 受信機型サイズが39V型以下のものについて経過措置を延長

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	246%以上
★★★★	198%以上 246%未満
★★★	149%以上 198%未満
★★	100%以上 149%未満
★	100%未満

※ { } 基準を満足

エネルギー消費効率に係る経過措置の延長

【判断の基準】

- エネルギー消費効率が省エネ法に基づく多段階評価の4つ星以上（省エネルギー基準達成率159%以上）

（備考・その他）

- 温水洗浄便座のうち瞬間式で節電方式としてタイマー方式及び夜間等の非使用状態の判別機能搭載製品は、**平成29年度1年間**は多段階評価基準の3つ星（省エネルギー基準達成率129%以上）でも可（備考3）※1
 - ➡ **経過措置を延長**
- 暖房便座及び温水洗浄便座のうち貯湯式の製品は、トップランナー基準達成（2つ星）でも可（備考4）※2

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	188%以上
★★★★	159%以上188%未満
★★★	129%以上159%未満
★★	100%以上129%未満
★	100%未満

※2 { ※1 { } 基準を満足

電気便座の対象

(備考・その他)

● 次の①～⑤のいずれかに該当するものは「電気便座」に含まれない(備考1)

- ① 他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ② 温水洗浄装置のみのももの
- ③ 可搬式のもののうち、福祉用のもの
- ④ 専ら鉄道車両等に用いるもの
- ⑤ 幼児用大便器において用いるもの

誘導灯を除外

(備考・その他)

- 「誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）」に定める誘導灯はLED照明器具（備考5）及び内照式表示灯（備考12）に含まれない

特定調達品目に新規追加

<新規追加・分野名称の変更>

- 「靴」を特定調達品目として追加
- 「制服・作業服」を「制服・作業服等」に変更

【判断の基準】

- 甲部に使用されるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと
 - ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が甲材の繊維部分全体重量比25%以上
(ポリエステル繊維の配合率が低い場合(甲材の繊維部分全体重量の50%未満)の緩和措置あり)
 - ② 故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比10%以上

植物由来合成繊維に係る判断の基準の追加

【判断の基準】

- 甲部に使用されるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次の要件を満たすこと
- ③ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが甲材の繊維部分全体重量比25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上

配慮事項

【配慮事項】

- ① 製品使用後の回収・再使用・再生利用のシステム構築
- ② 製品に使用される繊維に可能な限り未利用繊維又は反毛繊維を使用
- ③ 甲部又は底部に可能な限り再生プラスチック、環境負荷低減効果が確認された植物由来プラスチック又は合成繊維を使用
- ④ 製品の包装又は梱包は可能な限り簡易、再生利用が容易、廃棄時の負荷低減に配慮

経過措置の延長

(備考・その他)

- 判断の基準⑤のバイオベース合成ポリマー含有率の適用について **平成29年度1年間の経過措置**とする。経過措置は市場動向等を勘案して適切に検討（備考12）
 - ➡ 判断の基準⑤のバイオベース合成ポリマー含有率の基準については経過措置を1年間延長

対象範囲明確化、植物由来合成繊維の判断の基準の追加

【判断の基準】

- 主要材料が繊維（天然繊維及び化学繊維）の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと
 - ➡ 対象を主要材料が繊維に限る
 - ① 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が製品全体重量比50%以上
 - ② ポストコンシューマ材料からなる繊維が製品全体重量比50%以上
 - ③ 植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上
 - ➡ 植物を原料とした合成繊維に係る判断の基準を新たに追加

回収・再使用のシステムに係る判断の基準の見直し

【判断の基準】

○ 次のいずれかの要件を満たすこと

- ① 未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比25%以上
- ② 製品使用後に回収・再使用のためのシステムがあること

(備考・その他)

- 「回収システム」は次のア及びイを満たすこと（備考7）
 - ア. 使用済み製品の回収ルートを構築していること
 - イ. ユーザに対し回収に係る具体的情報が提供されていること
- 「再使用のためのシステム」は次のウ及びエを満たすこと（備考7）
 - ウ. 回収された製品を再使用すること
 - エ. 再使用できない部分はリサイクル又はエネルギー回収すること

特定調達品目に新規追加

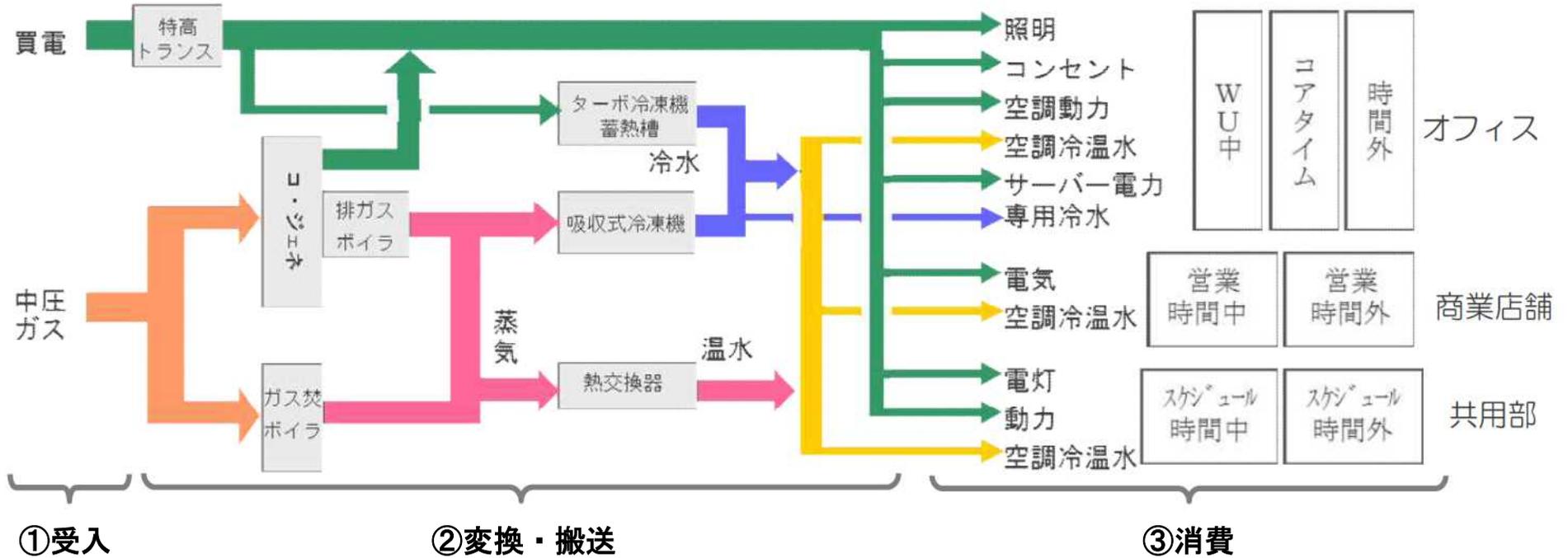
【判断の基準】

- 建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用途別・設備機器別等で計測することにより、搬入拠点等において可視化できるシステム

【配慮事項】

- 設備・機器等の制御を効率的に行う管理システム

【参考】エネルギー管理システムの概要



資料：「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」地球温暖化対策本部幹事会申合せ

流量調整弁、手元止水機能付水栓等の追加

【判断の基準】

- ① 電気を使用しないこと
- ② 吐水口装着型は単一個装置で多様な吐水口に対応可能であること

➡ 配慮事項から格上げ

<個別事項>

- ① 節水コマ
 - ア. ハンドルを120° に開いた場合に普通コマに比べ20%超70%以下の吐水流量
 - イ. ハンドルを全開にした場合に普通コマに比べ70%以上の吐水流量
- ② 定流量弁は水圧0.1MPa以上0.7MPa以下の各水圧でハンドル開度全開の場合、適正吐水流量が5～8L/分

流量調整弁、手元止水機能付水栓等の追加

<個別事項>

③ 泡沫キャップ

- ア. 水圧0.1MPa以上0.7MPa以下の各水圧でハンドル（レバー）開度全開の場合、適正吐水流量が泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下
- イ. 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開で5L/分以上の吐水流量

④ 流量調整弁

- ア. 水圧0.1MPa以上0.7MPa以下の各水圧でハンドル（レバー）開度全開の場合、吐水流量が流量調整弁なしの同型水栓の80%以下
- イ. 水圧0.1MPa、ハンドル（レバー）全開で器具設置場所の吐水流量が下記の数値以上

洗面所（5L/分）、台所・調理場（5L/分）、シャワー（8L/分）

手元止水機能付水栓、小流量吐水機能付水栓等の追加

<個別事項>

- ⑤ 手元止水機能付水栓は吐水切換機能、流量及び温度調節機能と独立して、使用者の操作範囲内に設けられたボタン等のスイッチで吐水・止水操作が可能
 - ⑥ 小流量吐水機能付水栓（シャワーヘッドの吐水力）
 - ア. 流水中に空気を混入させる機能を持たない場合0.6N以上
 - イ. 流水中に空気を混入させる機能を持つ場合 0.55N以上
- ➡ ①節水コマ、②定流量弁、③泡沫キャップについては従前から対象
- ➡ ④流量調整弁、⑤手元止水機能付水栓、⑥小流量吐水機能付水栓については、新たに判断の基準を設定

【参考】節湯水栓（手元止水、小流量吐水）

手元止水（ボタン）



小流量吐水
（シャワーヘッド）



手元止水
（シャワーヘッド）



特定調達品目に新規追加

【判断の基準】

- ① 電気容量が100Wh以上
- ② 保証期間又は使用推奨期限が5年以上

【配慮事項】

- 分別が容易であって、再生利用、廃棄時の負荷低減に配慮

(備考・その他)

- 空気電池により発電し、携帯電話等への機器への充電・給電を目的とした非常用電源 (備考)

【参考】非常用携帯電源

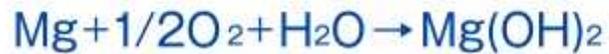
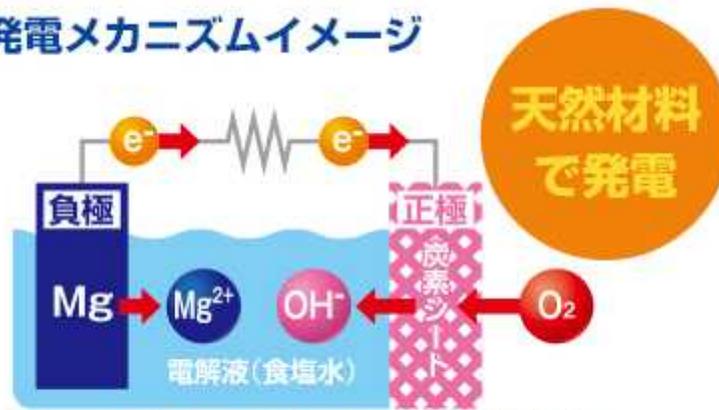
マグボックス
MgBOX



マグボックス スリム
MgBOX slim



発電メカニズムイメージ



● 発電容量(約Wh)

	水道水	340
	海水	340
	尿(人工)	250
	炭酸飲料水	200

再リサイクルに当たっての配慮

【配慮事項】

- ② 製品に使用されるプラスチックは使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないもの

再リサイクルに当たっての配慮

【配慮事項】

- ② 製品に使用されるプラスチックは使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないもの

公共工事（セラミックタイル）【p.184】

品目名称の変更

<品目名称の変更>

- 「陶磁器質タイル」を「セラミックタイル」に変更
 - ➡ JIS規格の改定に伴う変更

公共工事（照明制御システム）【p.188】

Hf蛍光灯器具の削除

【判断の基準】

- 連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなり、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御機能を有する
 - ➡ 照明制御システムからHf蛍光灯器具を削除（LED照明器具に限定）

特定調達品目に新規追加

【判断の基準】

- ① 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上、かつ、それ以外の原料の原木は合法性が確認されていること
- ② ①以外の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は合法性が確認されていること
- ③ 居室内装材の場合はホルムアルデヒド放散量が平均値0.3mg/L以下、かつ、最大値0.4mg/L以下

➡ 判断の基準、配慮事項は集成材、合板及び単板積層材と同一

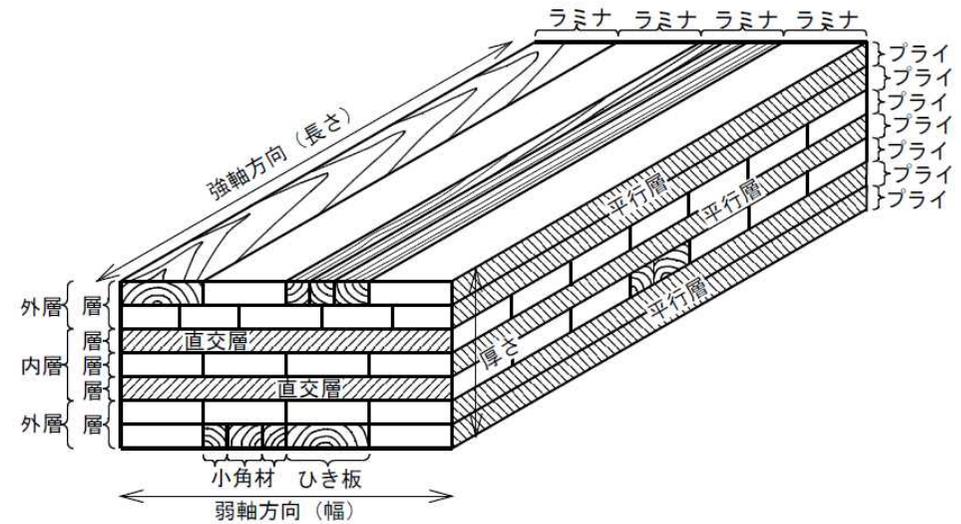
【配慮事項】

- 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の木材は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること

【参考】直交集成板



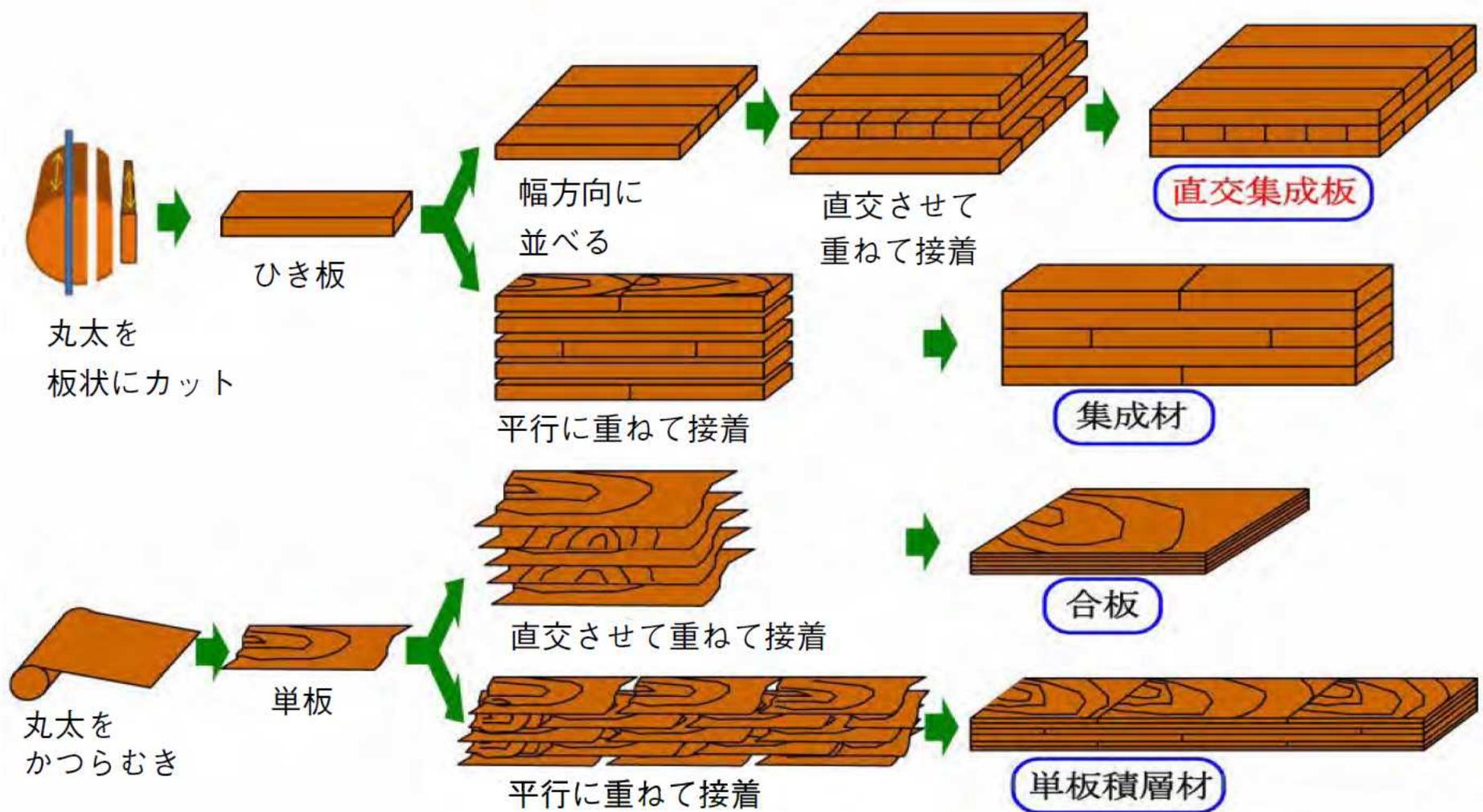
直交集成板
(**C**ross **L**aminated **T**imber)



直交集成板の各部の名称

資料：林野庁及び国土交通省

【参考】主な木材製品の作り方



資料：独立行政法人農林水産消費安全技術センター

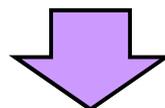
経過措置の終了

（備考・その他）

- 判断の基準①及び②の適用について猶予していた経過措置を終了するとともに、合法性に関する板面表示を義務化
 - ➡ 合法性に関する表示に係る経過措置を終了

庁舎管理に係る判断の基準等の見直し

- 我が国の約束草案において、**2030年度**の国内の温室効果ガスの排出量を**2013年度比26%削減**
- **業務部門**のエネルギー起源CO₂は**40%の削減**が必要。
政府実行計画においても**40%削減**が目標
- 既設の建築物の設備・機器等の**適切な管理・運営**を含めた省エネルギー化・低炭素化の推進が喫緊の課題
- エネルギー管理に不可欠なデータの把握及び分析・評価、見える化・最適化による**PDCAサイクルの構築**



- ◇国等の庁舎・施設等における率先した省エネルギー化・低炭素化への運用面の取組の一層の推進
- ◇地方公共団体や民間のビル・施設等における活用等

庁舎管理の対象範囲、見直しの視点等

■ 対象範囲

- 管理業者に委託して実施する庁舎の適切な維持管理（常駐管理及び常駐管理以外）
 - 従前の庁舎管理の対象範囲から変更なし

■ 見直しに当たっての視点

- 庁舎等の施設における省エネルギー・低炭素化の推進に重点
- 省エネ法に基づく事業者の判断基準との整合性を考慮
- 政府実行計画における「建築物の建築、管理等に当たっての配慮」に掲げられた率先的取組の考慮
- 従前の庁舎管理に係る判断の基準等との継続性を確保
- 庁舎管理におけるPDCAサイクルの構築
- 複数年契約における省エネルギー・低炭素化の観点からの見直し等

特定調達物品等の使用、管理標準に基づく対策等

【判断の基準】

- ① 庁舎管理において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たす物品の使用
 - ➡ 特定調達物品等の使用による環境負荷の低減
- ② 下記ア～エの設備の管理、計測・記録、保守・点検に係る管理標準に基づくエネルギー使用の合理化
 - ア. 空気調和設備、換気設備
 - イ. ボイラー設備、給湯設備
 - ウ. 照明設備、昇降機、動力設備
 - エ. 受変電設備

(備考・その他)

- 判断の基準②の管理標準は、別表1の省エネ法に基づく事業者の判断基準を参考。必要に応じ施設管理者と協議（備考3）
- 判断の基準②～⑤は契約対象範囲に関連する内容が含まれる場合適用（備考2）。また、施設の改修、大規模な設備・機器の更新・導入等は対策の対象外（備考6）※以下同じのため略

施設における省エネ計画の立案、省エネ対策の選定

【判断の基準】

③ 当該施設における省エネルギー計画の立案・策定、実施すべき省エネルギー対策の選定、対策の実施状況及び対策効果の報告並びに必要な見直し

- ➡ 別表2は判断の基準②において管理標準に示された管理、保守・点検等の内容を具体的な対策として記載
- ➡ 施設の特性を踏まえ、効果的な省エネ対策の選定、実施、継続的改善による庁舎管理のPDCAサイクルの実現を図るもの

(備考・その他)

- 施設の省エネルギー計画は、当該施設の管理形態、建物の規模、設備・機器等の利用状況を勘案し、施設管理者と協議の上、省エネルギーに係る目標、対策、推進体制等を盛り込む。実施すべき省エネルギー対策は、別表2を参考とし選定（備考4）

管理形態別の取組

【判断の基準】

- ④ 常駐管理にあっては、エネルギー使用量、水使用量、廃棄物排出量を施設管理者に毎月報告。増加が顕著な場合は下記ア～ウの対策を提案（著しく減少した場合は要因検証）
- ア. エネルギー使用量（要因分析を踏まえた省エネ対策）
 - イ. 水使用量（要因分析を踏まえた節水対策）
 - ウ. 廃棄物排出量（要因分析を踏まえた排出抑制・省資源対策）
 - ➡ 施設利用者（入居者又は来庁者）と連携した対策を含む
 - ➡ 業務実施者の省エネ、省資源に係るノウハウ・創意工夫等の庁舎管理への活用が期待
- ⑤ 常駐管理以外にあっては、エネルギー使用量、水使用量、廃棄物排出量の増加が顕著な場合は施設管理者と協力し、その要因分析及び対策を提案（著しく減少した場合は要因検証）

省エネ診断の活用、エネルギー管理システムの活用

【判断の基準】

- ⑥ 省エネルギー診断の実施施設における診断結果に基づく設備・機器等の運用改善
- ⑦ エネルギー管理システム導入施設におけるエネルギー消費の可視化、把握データの分析結果に基づくエネルギー消費効率化
 - ➡ 庁舎等の施設におけるエネルギー消費量等のデータの積極的活用によるエネルギー管理の徹底が極めて重要

(備考・その他)

- 判断の基準⑥の「省エネルギー診断」は本基本方針の省エネルギー診断が対象（備考7）
- 判断の基準⑦の「エネルギー管理システム」は本基本方針のエネルギー管理システムが対象（備考8）

フロンの漏えい防止

【判断の基準】

⑧ 空調設備、熱源設備の維持管理を含む場合は、冷媒として使用されるフロン類の漏えい防止のための適切な措置

➡ フロン排出抑制法を受け、維持管理に当たってフロン類使用設備・機器等からの漏えい防止

(備考・その他)

● フロン排出抑制法に定める物質が対象 (備考9)

関係法令、エネルギー使用状況等の分析・評価

【配慮事項】

- ① 建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理基準等への配慮
 - ➡ 「建築物環境衛生管理基準」【建築物衛生法】
- ② 省エネ法に基づく措置の適切かつ有効な実施
 - ➡ 「工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針」【省エネ法】
- ③ エネルギー使用状況等の詳細に分析・評価し、設備・機器等、システムの適切な管理・運用等による温室効果ガス排出削減
 - ➡ 省エネルギー・低炭素化に係る各種手法として、今後のエネルギー管理システムの導入、エコチューニングの実施、さらに既存建物のコミッションングへの拡大を視野

管理・評価ツール、技術者・人材、環境物品等の使用

【配慮事項】

- ④ 施設のエネルギー管理、使用実態に関する分析・評価に当たり、各種管理・評価ツールの活用

(備考・その他)

- 管理・評価ツールは学会、業界団体等のマニュアル・ガイドライン等も対象（備考10）

- ⑤ 省エネ、省資源、廃棄物等に係る専門技術者の配置、及び当該技術者の育成のための教育・研修等の継続的な実施

➡ 専門技術者の配置、人材育成の取組を評価

- ⑥ 特定調達品目以外の物品についても、調達に当たって環境負荷低減を考慮

調達に当たっての留意事項

(備考・その他)

- 調達を行う各機関は、省エネルギー・低炭素化の推進の観点から、次の事項に留意（備考11）
 - ア. **複数年契約で調達**する場合は、契約期間に応じた温室効果ガス排出削減目標の設定、及び達成状況の評価による**継続的な運用改善**。単年度契約の場合にあっても適切に対応
 - ▶ 庁舎管理におけるPDCAサイクルの構築
 - イ. 省エネルギー診断の実施、エネルギー管理システムの導入が**可能な施設から積極的に対応**を図る
 - ▶ 政府実行計画を踏まえ積極的に対応

庁舎管理に係る判断の基準等の改定内容

判断の基準及び配慮事項の改定概要（新旧比較）

平成29年度の判断の基準等

平成28年度の判断の基準等

【判断の基準】

- ① 特定調達物品等の使用
- 新 ② 設備に係る管理標準に基づくエネルギー使用の合理化
- 変 ③ 省エネルギーに関する計画の立案・策定、省エネルギー対策
- ④ 常駐管理の場合の取組
- ⑤ 常駐管理以外の場合の取組
- 新 ⑥ 省エネルギー診断の活用
- 新 ⑦ エネルギー管理システムの活用
- ⑧ フロン類の漏えい防止

【配慮事項】

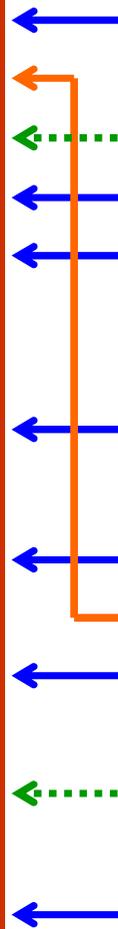
- ① 建築物環境衛生基準等への配慮
- ② 電気の需要の平準化に資する措置の実施
- 新 ③ エネルギー使用状況等の詳細分析・評価
- 変 ④ 各種管理・評価ツールの活用、既存マニュアル等の有効活用
- 新 ⑤ 専門技術者の配置、人材育成への取組
- ⑥ 環境物品等の使用

【判断の基準】

- ① 特定調達物品等の使用
- ② 施設において実施すべき省エネルギー対策
- ③ 常駐管理の場合の取組
- ④ 常駐管理以外の場合の取組
- ⑤ フロン類の漏えい防止

【配慮事項】

- ① 建築物環境衛生基準等への配慮
設備に係る管理標準に基づくエネルギー使用の合理化
電気の需要の平準化に資する措置の実施
- ② 各種管理・評価ツールの活用
- ③ 環境物品等の使用



【参考】エコチューニング



■ エコチューニング

- 「エコチューニング」とは、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと

■ 運用改善

- 「エコチューニングにおける運用改善」とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うこと

■ 効果

- エコチューニングでは、初期投資の必要な大型最新設備の導入によることなく、既存設備の適切な運用改善等によってCO₂や光熱水費の削減を実現



資料：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

【参考】コミッショニング①



- コミッショニングは、大きく2つに分かれる。一つは新築建物のコミッショニング、もう一つは既存建物のコミッショニング
- 新築建物のコミッショニングとは、ビルのオーナーやユーザーが求める建築設備への要求性能を文書としてまとめ、その要求通りに企画・設計され、建設され、運用されていることを検証する過程（プロセス）
- 既設建物のコミッショニングとは、現状の運用性能を分析し、より適切な運転にするために必要な調整や改修、並びに運転の最適化を提案し、性能検証して実現するプロセス

【参考】コミッショニング②

新築建物のコミッショニング



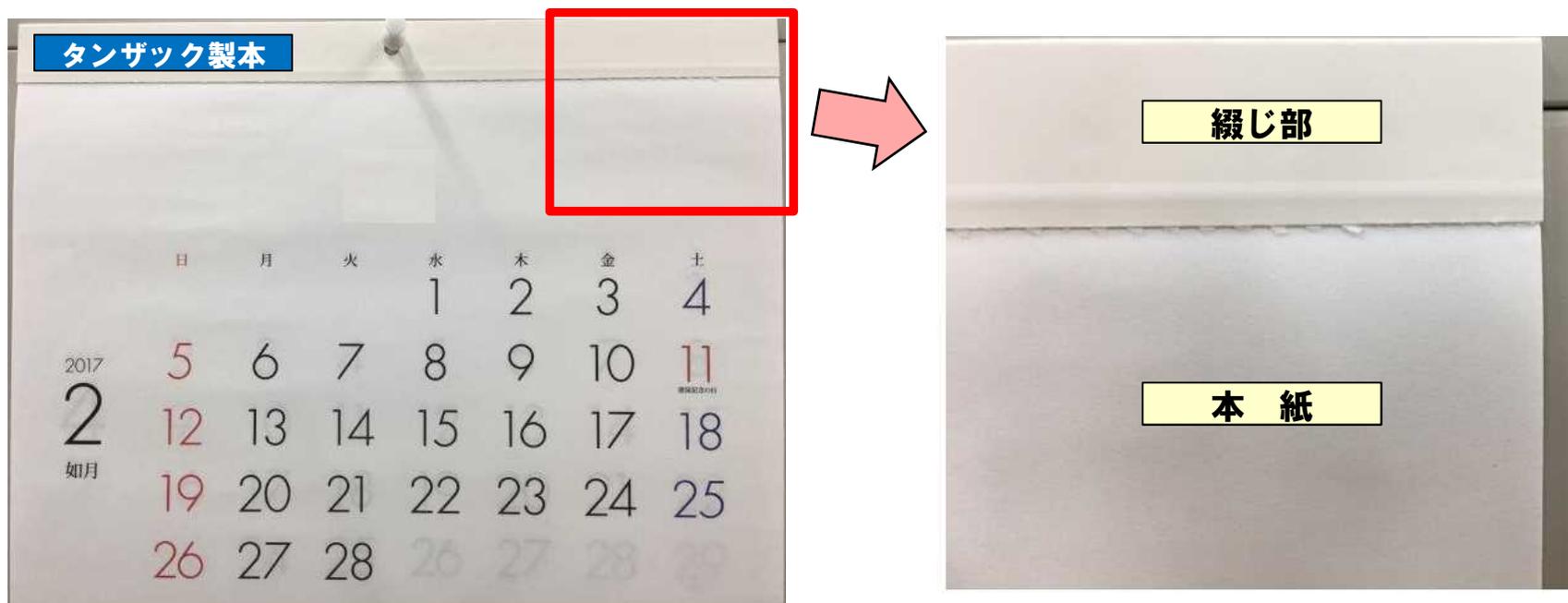
既存建物のコミッショニング



製本加工カレンダーに係るリサイクル適性の表示

(備考・その他)

- 製本加工したカレンダーであって、綴じ部と本紙が分離可能なものは、本紙の用紙ごとにリサイクル適性を表示 (備考5ウ)
 - ➡ 綴じ部 (板紙) と本紙 (印刷用紙等) のリサイクル適性が異なることから、本紙部分のリサイクルを促進



持続可能な植物油脂原料を使用した洗剤

【配慮事項】

- ③ 食堂で使用する洗剤の原料に植物油脂が使用されている場合は持続可能な原料を使用
 - ➡ 食堂において使用する洗剤の原料に植物油脂がされている場合は、持続可能な生産と利用が図られている植物油脂を原料とする製品を使用

古紙再生阻害材料の追加、持続可能な植物油脂原料等

【判断の基準】

- ④ 資源ごみのうち紙類は、古紙リサイクルに配慮した分別・回収を実施

【配慮事項】

- ③ 使用する洗剤の原料に植物油脂が使用されている場合は持続可能な原料を使用

- ➡ 使用する洗剤の原料に植物油脂がされている場合は、持続可能な生産と利用が図られている植物油脂を原料とする製品を選択

（備考・その他）

- 判断の基準④の分別・回収に当たり、紙類の使用・廃棄等を踏まえ、別表1及び2を参考に古紙排出の分類を定め、古紙再生の阻害要因となる材料の混入排除、分別を徹底（備考1）
- ➡ 古紙再生の阻害要因となる材料（例）に「汚れた紙（使い終わった衛生用紙、食品残さで汚れた紙等）」を追加

提示書類名称変更、調達者への留意事項の記載

【判断の基準】

- ③ 適正処理が行われたことを示す機密処理・リサイクル管理票を発注者に提示

➡ 機密文書処理とともに、処理した機密文書が製紙原料として使用されたことを証する「機密処理・リサイクル管理票」を発注者に提示することを明確化

（備考・その他）

- 調達を行う機関は、次の事項に十分留意（備考2ウ）
 - ウ. 「清掃」の別表1を参考に、施設の状況に応じた分別方法を定め、別表2の古紙再生の阻害要因となる材料を取り除き、適切な分別回収に努める

経過措置の終了（平成29年4月末）

【判断の基準】

② 冷媒及び断熱材発泡剤へのフロン類の不使用

（備考・その他）

- 判断の基準②の冷媒は、カップ式飲料自動販売機のうち、平成29年4月30日までに設置事業者から製造事業者が発注された自動販売機には適用しない。ただし、オゾン層を破壊する物質は使用しない、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質を使用すること（備考5）
 - ➡ カップ式自動販売機について設定していた経過措置を平成29年4月末で終了
 - ➡ フロン類を使用したカップ式飲料自動販売機の設置に当たっては、平成29年4月末までに設置事業者から発注された自動販売機であるかの確認が必要

WARM BIZ (ウォームビズ)



あつたまる工夫を、
みんなにシェア!すべし。

あつたまる
あつた丸

特に冷えやすい首まわりや
足もとをあたためよう

煮込み料理などを食べて
体をあたためよう

暖房時の室温は
20℃以下に

「賢い選択」で冬を快適に。

WARM BIZ

平成28年11月1日～平成29年3月31日

ブラインドなどの活用で、
太陽のあたたかさを取り入れよう

根菜や香辛料など、
体をあたためる食材をとろう

動きやすくあたたかい
室内着を活用しよう

WARM BIZ (ウォームビズ)とは、寒い季節でも暖房に頼り過ぎないで快適に過ごそうという取組。寒い時は一枚多く着る、温かいものを飲むなど、ちょっとした工夫で、20℃以下の室内で快適に過ごすことができます。地球温暖化対策のため、暖房時のエネルギー使用量とCO₂発生量を削減して、地球に、みんなに、やさしい冬にしましょう。

詳しくはWEBで [ウォームビズ](#) [検索](#)

日本は、2030年に向けて、
温室効果ガス排出量を26%削減（2013年度比）
する目標を掲げています。

「COOL CHOICE」は、この目標達成のために、
低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルなど、
温暖化対策に資する、あらゆる「賢い選択」を
していこうという取組です。

[クールチョイス](#) [検索](#)

COOL
CHOICE

「賢い選択」